

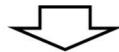
相続税の主な改正項目

基礎控除額の大幅な引き下げ

基礎控除額が**4割も減少**、課税対象者が急増する!?

改正前

5,000万円+1,000万円×法定相続人



改正後

3,000万円+600万円×法定相続人

◎相続人が配偶者と子供2人だった場合

基礎控除が
3,200万円
減少!!

改正前：5,000万円+1,000万円×3人=8,000万円

改正後：3,000万円+600万円×3人=4,800万円

2017/4月号

相続税の増税による影響

平成27年増税開始

今月は相続税増税による影響についてお話ししたいと思います。

世間でも大変話題になった**相続税の増税は**、平成25年度税制改正により成立し、**平成27年1月1日以降亡くなった方から適用**されます。具体的には、ここまで財産については相続税を課税しないという非課税枠、いわゆる**基礎控除が**、改正前「5000万円+1000万円×相続人の数」⇒改正後「**3000万円+600万円×相続人の数**」に削減されました。

元々相続税は所得の再配分という目的のため富裕層向けの税金と言われてきましたが、この改正により課税対象者が倍増するとされ、今話題の相続税対策のアパート建築などが流行するきっかけにもなりました。

東京23区で16.7%!

私も当然相続税の課税対象者は倍増すると考えておりましたが、実際のところはこれまで分かっておりませんでした。というのも**相続税の申告は亡くなつてから10か月で行う**ため約1年ほどタイムラグがあるのです。やつとのことで先日国税庁から平成27年分の相続税の申告状況が**全国平均で改正前4.4%⇒8.0%**に、最も割合が高い**東京23区では10.4%⇒16.7%**に倍増したと発表されました。**6人に1人の割合**です。予想よりも低かったですが、**相続税の税務調査は2年後あたりに行われることが多い**です。調査はこれからでしょうから、申告漏れがあることなどが想定されます。

今月のコメント

私はサッカープレミアリーグのマンチェスター・ユナイテッドのファンです。ベッカムがいたチームといえば知っている方もいるかもしれません。トレブル時代からなのでもう20年近いでしょうか。ファーガソンが辞めてからずっと調子が悪かったのですがモウリーニョが監督になり期待通り強くなっています。来年のチャンピオンズリーグにぜひ参戦してほしいです！そして来年こそは優勝を…

ちなみにサッカーは全くやったことはありませんので見るだけです。知識だけ豊富な口だけタイプです(笑)

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-10-15 エキスパートオフィス渋谷505

Email : okamoto@toeitax.co.jp



東栄税理士法人